

○湖南省附属機関設置条例

平成25年 3 月 28 日

条例第 8 号

改正 平成27年12月25日条例第37号

平成30年 3 月 26 日 条例第 6 号

平成30年 3 月 26 日 条例第14号

平成30年10月 1 日 条例第20号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項に規定する附属機関及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条に規定する組織として設置する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

(附属機関の設置及び担当事務)

第 2 条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関としてそれぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第 3 条 附属機関の委員の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

付 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成27年条例第37号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成30年条例第 6 号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成30年条例第14号）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(湖南省特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 湖南省特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年湖南省条例第48号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成30年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第2条、第3条関係) ※湖南省行政改革懇談会のみ抜粋

執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	湖南省行政改革懇談会	湖南省行政改革大綱の策定に関し、必要な事項を調査審議し、意見を述べ、又は提言を行うこと及び行政改革の進捗状況に関する報告に対し、意見を述べ、又は助言を行うことに関する事務	20人以内